

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例（平成24年亀岡市条例第29号） の内容

平成24年10月2日施行

文書質問制度の創設

市の一般事務について、閉会中に文書により質問できる制度を設けます。文書質問制度の目的は、議会での議論に資するため一定の事実関係を明確にすることです。

議会は団体としての市の意思を決定する役割を担っています。その意思決定の過程は、議員同士が議論し合うことで適切な結論を導いていくものです。適切に議論し、適切に結論するためには、適切な現状把握が必要になります。文書質問制度は議会での議論を正確ならしめるための、適切な現状把握に資するものと考えます。

また、議会における質問とは、質問すること自体が目的ではありません。質問のあと、それをどのように議会の中で生かしていくか、さらに、市民福祉の向上に繋がる施策に昇華していくかが重要です。議会での議論の質の向上に繋がることを期待し、本制度を創設します。